

平成 29 年度

帯広市学校教育指導の重点

帯広市教育基本計画の理念

ふるさとの風土に学び
人がきらめき 人がつながる
おびひろの教育



明日の帯広を創る

児童生徒を育む

～知・徳・体の調和のとれた学校教育の推進～

- I 特色ある教育を展開し、生きる力を育む開かれた信頼される
学校経営の推進
- II 基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力を育てる
指導の充実
- III 人間的な触れ合いを重視し、豊かな人間性や社会性を育てる
指導の充実
- IV 自他の生命を尊重し、心身の調和的な発達を図る体育・健康に
関する指導の充実

帯広市教育委員会

目 次

はじめに

I	特色ある教育を展開し、 生きる力を育む開かれた信頼される学校経営の推進	・・・	1
II	基礎・基本の確実な定着を図り、 自ら学び自ら考える力を育てる指導の充実	・・・	2
III	人間的な触れ合いを重視し、 豊かな人間性や社会性を育てる指導の充実	・・・	3
IV	自他の生命を尊重し、 心身の調和的な発達を図る体育・健康に関する指導の充実	・・・	4
【学校教育の今日的課題】			
	1 人間尊重の教育	・・・	5
	2 道 徳 教 育	・・・	6
	3 生 徒 指 導	・・・	7
	4 特別支援教育	・・・	8
	5 学 校 安 全	・・・	9
	6 キャリア教育	・・・	10
	7 進 路 指 導	・・・	11
	8 情 報 教 育	・・・	12
	9 国際理解教育	・・・	13
	10 環 境 教 育	・・・	14
	11 食 育	・・・	15

はじめに

次代を担う児童生徒を取り巻く環境が、高度情報化、グローバル化や価値観の多様化、さらには少子高齢化や核家族化等、複雑な様相を見せている中で、学校には「生きる力」を育むという理念の実現のために、具体的な手立てが強く求められている。

このような中、私たちは児童生徒の生きる力の基盤をなす「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図ることはもとより、帯広市教育基本計画の理念である「ふるさとの風土に学び 人がきらめき 人がつながる おびひろの教育」に基づく、帯広らしい教育の充実に一層努めなければならない。

また、全国的な課題である基礎学力の向上や実効性のあるいじめ防止対策、障害者差別解消法の施行に伴う学校の意識改革、教職員の服務規律の徹底などについては、本市においても喫緊の課題であり、これまでの学校教育のあり方を振り返り、学校が組織として一丸となり、取組みを進めることが重要である。今後も、授業改善と望ましい生活習慣の確立を両輪として、学力向上をはじめとする様々な課題に正面から向き合い、子供たちの心に響く指導を充実させるため、一人一人の教師が、教えるプロとしての教師の資質や専門性を高め、質の高い教育活動を展開していただきたい。加えて、本市独自に進めている「エリア・ファミリー構想」や「こども学校応援地域基金プロジェクト」は地域の大人が総がかりで児童生徒の学びと育ちをつなぐ重要な仕組みである。これまで学校が築き上げてきた取組みの成果とあわせて、地域との視点を一層強め、家庭・地域社会及び関係機関との連携・協力した、地域に開かれた信頼される学校づくりをすすめていただきたい。

本指針は、帯広市教育基本計画の理念に基づき、平成29年度教育行政執行方針の具現化に向けて、市内各小・中学校の教育水準の維持・向上及び各学校における創意ある教育活動を推進するため、本市における今年度の学校教育の重点及び学校教育の今日的課題について示したものである。

各学校においては、本指針を基に社会の動きや地域・家庭のニーズ、児童生徒や学校の実態を十分考慮するとともに、小中学校共に関連法令や学習指導要領等を根拠とし、子ども側に立った質の高い教育の提供を目指して、学校の自主性・自律性を確立し、柔軟かつ迅速・適切な対応に努めていただきたい。

I 特色ある教育を展開し、生きる力を育む開かれた信頼される 学校経営の推進

【帯広市教育基本計画 4章 2-1(1)(2)

5章 1(1), 2(1)(2), 5(1)(2)】

1 生きる力を育む、創意工夫を生かした教育課程の編成、実施、評価、改善

- 学習指導要領のねらいのより一層の実現を目指し、改訂の趣旨を踏まえ、必要な指導時間の確保や内容の充実を図り、自校の特色を生かした適切な年間指導計画を作成・実施し、評価と改善に努める。
- 自主的・自律的な学校経営に努め、様々な支援事業等を活用し、「おびひろっ子を育む9年教育プログラム」の実践を通して、ふるさとの自然の厳しさや豊かさ、先人の営みや英知に学ぶなど、地域や学校の特色を生かした多様で個性的な教育を展開する。
- 校務分掌や学年・学級経営を連動させ、重点教育目標の具現化に努める。
- 学校評価を適切に実施・公表・活用し、組織マネジメントを確立して、学校改善と活力ある学校経営に努めるとともに、教職員一人一人の意識改革を図り、経営参画意識を高める。

2 公教育に携わる専門職としての自覚と専門性の深化を図る研修の充実

- 教育の専門家として確かな力量を身に付け、人間力の向上を図るために、体系的な校内研修と主体性を重視した自己研修を組織的・計画的に推進する。
- 公開研究会・地域公開参観日等による研修成果の積極的な公開と、指導主事をはじめ様々な分野の専門家等、外部講師の活用を図り専門性の深化を図る。
- 教育研修センター、教育研究所等の各種研修会や、公開研究会・地域公開参観日等に積極的に参加し、実践的指導力の向上に努める。
- 学校職員人事評価制度を生かし、教育の専門職として力量の向上に努める。
- エリアの日等を活用し、異校種の理解を深め、教育者としての専門性の深化に努める。

3 保護者や地域の信頼に応える開かれた学校づくりの推進

- 各学校の「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを進め、いじめの根絶に向けた実効ある対策を推進し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように努める。
- ホームページや各種の通信を通して、学校の教育活動に関する情報を積極的に発信するとともに、学校支援ボランティアや「こども学校応援地域基金プロジェクト」等の活用を通して、学校と家庭や地域、関係機関及び異校種間の連携・協働関係の強化に努める。
- 保護者・地域の意向を適切に把握し、学校運営の状況を適切に点検・評価し、自己評価の結果及びそれを踏まえた学校関係者評価の結果を改善の方策と合わせて公表するなど、点検・評価を生かした教育活動の充実を図る。
- 教職員一人一人が、全体の奉仕者として職務を遂行すべき責務を負っていることを自覚し、教育公務員として自らを厳しく律し、服務規律を遵守する。また、今日求められるスクール・コンプライアンスを徹底するとともに、教職員も地域の一員であるという意識をもち、地域の活動への積極的な参加に努める。
- 体罰は決して行わず、暴言は厳に慎むことを校内で共通理解し、その意志を積極的に発信する。

Ⅱ 基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力を育てる 指導の充実

【帯広市教育基本計画 4章 1-1(1)(2)(3)(4)】

1 調和のとれた具体的な指導計画の作成と改善

- 全国学力・学習状況調査や標準学力検査等の結果の分析を通して、学校全体の傾向及び一人一人の児童生徒の学力や学習の状況を把握して課題を明らかにするとともに、学校改善プランに基づいて指導計画の改善・充実を図る。
- 「確かな学力」の育成・向上のため、主体的・対話的で深い学びを目指す授業改善はもとより、放課後や長期休業中の学習支援の充実を図るなど学校の創意工夫を生かした取組とその検証・改善を図る。
- 各教科の関連を図った指導計画並びに評価計画の作成を行うとともに、学年間・異校種間における系統的な指導につながるよう、その改善を図る。
- 総合的な学習の時間については、その趣旨を十分に受け止め、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動と相互に関連付けて、各学年の目標や内容などを含めた学校としての全体計画の改善・充実を図る。

2 指導方法や指導体制の工夫と改善

- 基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得のために、基本的な学習内容の重点的な指導や繰り返し・反復指導等の充実を図る。
- 思考力・判断力・表現力等を育むために、観察や実験レポートの作成、論述といった知識や技能を活用する学習活動を充実させる指導の工夫に努める。
- 家庭や地域の幅広い人々の参画・協力のもと、ふるさと十勝・帯広を「教材」として効果的に活用しながら、遊びや体験、創造活動などを通じて主体的・対話的で深く学ぶ「帯広版アクティブ・ラーニング」などを意識した指導の工夫に努める。
- 児童生徒の自主的・自発的な学習が促されるよう少人数指導や習熟の程度に応じた指導、チームティーチングなど多様な学習スタイルに取り組む。さらに個別指導やグループ別指導、補充的な学習や発展的な学習を取り入れた指導等、児童生徒の実態に応じた指導体制の工夫改善を進め、個に応じた指導の充実に努める。
- エリア・ファミリー構想を推進し、学校種間の連携を強化し、「おびひろっ子」を育む「9年教育プログラム」に基づき、義務教育9年間を通して、発達段階に応じた適切な指導の充実に取組むとともに、高等学校・帯広畜産大学などとの連携や、様々な分野の専門家や関係機関・団体との連携による指導の充実に努める。
- 学校図書館の活用や帯広市図書館との連携による読書活動を推進し、各教科における指導はもとより、学校生活全体を通して言語に関する関心・能力を深めるための言語環境を整え、言語活動の充実を図り、児童生徒の読む力の向上に努める。

3 児童生徒のよさや指導の成果を把握する評価の工夫と改善

- 目標に準拠した評価計画の作成に当たっては、指導と評価の一体化を進め、評価規準や評価方法について工夫改善を図るとともに、児童生徒や保護者への十分な説明に努める。
- 児童生徒一人一人のよい点や可能性、学習の状況などを的確にとらえるために自己評価・相互評価の充実を図るとともに、児童生徒が課題意識をもって学習を進めていけるよう、学習の見通しを立てたり学習した内容を振り返ったりする活動を計画的に取り入れる。
- 的確に評価・評定を行うため、補助簿の日常的な活用及び工夫・改善に努める。

Ⅲ 人間的な触れ合いを重視し、豊かな人間性や社会性を育てる 指導の充実

【帯広市教育基本計画 4章 1-2(1)(2)】

1 調和のとれた心の教育の充実

- 正義感や公正さを重んじる心、生命や人権を尊重するなどの倫理観、他人を思いやる心や美しいものに感動する心など、豊かな人間性をはぐくみ、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、未来への夢や目標を抱いて生きようとする態度を育てる。
- 道徳の時間を要とし、教育活動全体を通じて、道徳的価値及びそれに基づいた自己の生き方についての考えを深め、児童生徒の実態に応じて道徳的実践力を育成する。
- 集団宿泊活動やボランティア活動、職場体験活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性を育成する。

2 深い児童生徒理解と信頼関係に基づく生徒指導の充実

- 学校として、いじめの未然防止や不登校児童生徒へのかかわりなど積極的な生徒指導体制を築くとともに、学校間及び家庭や地域社会、関係機関などとの連携・協力を図る。
- 教師と児童生徒との信頼関係を築き、日常的に生徒指導の機能を生かして、広い視野から共感的理解をもって児童生徒理解を深め、個に応じた迅速で適切な指導を行う。
- 好ましい人間関係を基礎に、「アセス」や「ほっと」を活用し、児童生徒の内面をとらえ、豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成する。
- 児童生徒理解・教育支援シートを活用し、不登校児童生徒への組織的・計画的な支援を積極的に推進する。

3 自主的、実践的な態度と自己を生かす能力を養う特別活動の充実

- 児童生徒一人一人が学校や学級の生活によりよく適応したり、目的意識をもち、人間としての生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養うことができるよう、ガイダンスの機能の一層の充実を図る。
- 児童会・生徒会活動等、望ましい集団活動を通し、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的で実践的な態度を育成する。
- 家庭や地域社会との連携を深めながら、自然体験活動、ボランティア活動などの社会体験活動を通し、社会奉仕の精神や生活上のルールの習得、モラルの育成などを図る。
- 国旗・国歌の指導に当たっては、教科等との関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせるとともに、それらを尊重する態度を育成する。

IV 自他の生命を尊重し、心身の調和的な発達を図る体育・健康に関する指導の充実

【帯広市教育基本計画 4章 1-3(1)(2)】

1 体力の向上と、自ら進んで運動に親しむ資質や能力の育成

- 全国及び本市で実施する体力・運動能力等の調査を通して児童生徒の実態把握を行い、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに学校の教育活動全体を通じて運動の機会を拡充するため、1校1実践の取組を通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。
- 心と体をより一体としてとらえ、豊かな自然や季節等の地域の特色を生かしながら発達段階や興味・関心等に応じた運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わわせ、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てる。
- 家庭や地域と連携して各種の運動を適切に行うことにより、活力ある生活を支え、たくましく生きるための基礎的な体力の向上を図る。
- 自らの運動の課題を自ら解決するなどの学習を重視し、運動を継続的に行う習慣を育て、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う。

2 自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成

- 家庭や関係機関と連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導の一層の充実を図るとともに、心と体のバランスや発達段階に即した性教育の適切な指導に努める。
- 身近な生活における心身の健康・安全について理解を深めさせ、健康で安全な生活を自主的に実践することのできる資質や能力を育成する。
- 生活習慣病、食物アレルギーのある児童生徒への対応、栄養バランスの取れた食生活などの課題や口腔の衛生などの指導を重視し、望ましい生活習慣の定着を図る。

3 自他の生命を守る判断力と実践的な態度の育成

- 日常生活における安全、交通安全及び衛生に配慮し、危険を予測できる力や回避できる力を高めるために、日頃からの注意の喚起や具体的な対応についての指導に努める。
- 各教科等における安全指導はもとより、適切な応急手当の方法、ロールプレイング、必要な体験的活動等を積極的に取り入れ、自然災害や不審者との遭遇等に対する心構えや適切に行動できる力を育てる。
- 生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るために、「早寝早起き朝ごはん」運動等に基づく家庭や地域との連携・協力を一層推進し、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要であることの理解の促進を図る。

学校教育の今日的課題

人間尊重の教育

【帯広市教育基本計画 4章 1-4(1)】

あらゆる偏見や差別をなくし、すべての人がかけがえのない一人の人間として互いに尊重し合うとともに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな人間性を育てる教育を推進する。

○ 人権を尊重する心の育成

日本国憲法，教育基本法，子どもの権利条約等の精神に基づき，あらゆる教育活動において，基本的人権の意義・内容や重要性について正しい知識を身に付けさせるとともに，それらを尊重しようとする実践的な態度を育成する。

○ 共生をめざす教育の充実

心のユニバーサルデザインを視点に，ふるさとへの愛情と誇りを持ち，心豊かに同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し，共に助け合い，支え合って生きていくことの大切さについて理解を図るとともに，その実践的な態度を育成する。

○ ボランティア教育の充実

地域の人々と連携したボランティア活動等の体験活動の機会を積極的に取り入れ，豊かな人間性やボランティア精神をはぐくむとともに，その実践的な態度を育成する。

○ 民族に関する教育の推進

民族に関する教育を実施するに当たっては，児童生徒の発達段階に十分配慮して行う。

特にアイヌ民族の歴史や文化について理解を深め，指導の際は，アイヌ文化活動アドバイザー派遣事業や，教育研究所制作の指導資料等の積極的な活用を図る。

○ 男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の理念に基づき，男女相互の理解と思いやりによって，共に社会をつくり，役割を担うことの大切さを，発達段階に応じて適時・適切に理解を図り，その実践的な態度を育成する。

道 徳 教 育

【帯広市教育基本計画 4章 1-2(1)(2)】

家庭や地域社会との連携を図り、児童生徒の自立心や自律性を高め、生命を尊重する心の育成を重点に置きながら、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国や郷土を愛するとともに、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献しようとする姿勢など、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方についての自覚を深め、よりよく生きるための道徳性や道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

○ 児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成

人間的な触れ合いや相互の協力、励まし合いなど、教師と児童生徒、児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、望ましい人間関係の育成や人間としての生き方への自覚を促し、精神的な成長を図り人格を形成する。

また、学校の教育活動全体において児童生徒の興味・関心を考慮し、豊かな体験を通して、生徒の内面に根ざした道徳性を育成する。

○ 計画に基づいた指導の充実

道徳教育の全体計画や具体的な道徳実践に結びつく道徳の時間を要とし、年間指導計画を改善するとともに、教科等における道徳教育にかかわる内容を整理した別葉の作成を行う。また、発達段階に応じた指導内容の重点を明確にし、日常的に児童生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見つけれられるような指導の充実を図る。

○ 道徳の時間の充実

道徳の時間の授業を参観日等で積極的に公開するなど、家庭や地域社会との共通理解を図るとともに、各教科等との関連や児童生徒の日常生活を考慮し、各学級の実態に即しながら計画的・発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の充実を図る。

○ 考え議論する道徳教育の充実

「私たちの道徳」の教育課程への適切な位置づけ及び活用の充実を図るとともに、学校教育全体を通して道徳性を培うため、読み物資料や魅力的な教材の開発や活用、児童生徒の発達段階や特性に応じた話し合いや体験活動を生かすなど多様な指導の工夫を通じて、物事を多角的、多面的にとらえられるよう考え議論する道徳教育の指導に努める。

また、校長・教頭の参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

○ 家庭や地域社会に開かれた道徳教育の推進

地域の人々の参加・協力を積極的に求めるとともに、学校間の多様な交流を行い、学校、家庭、地域社会の人々と共通理解を深め、相互の協力によって道徳教育の充実を図る。

生徒指導

【帯広市教育基本計画 4章 1-2(1)(2)】

全教職員が生徒指導の定義を理解し、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、将来において社会的に自己実現ができるよう、自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができる児童生徒の自己指導能力の育成に努める。そのために、全教職員が協力して指導にあたる体制の構築を図る。

○ いじめの問題への積極的な対応

いじめについて正しく理解し、児童生徒一人一人に「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを、教育活動全体を通じて指導する。

また、「学校いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとし、学校におけるいじめ防止対策のための組織を設置するとともに、全教職員が一丸となり、受容的・共感的な学級風土づくりや教科指導と、早期発見・早期解決に向けた取組の充実を図る。

○ 不登校への取組の充実

不登校は、本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因があることをふまえ、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの認識を持ち、心の居場所としての学校づくりに努める。

また、個々のケースに応じて、ねばり強く家庭訪問を行うとともに、家庭や家庭訪問相談員、関係機関と積極的に連携し、記録化を図りながら一人一人に寄り添った対応を行う。

○ 非行等の問題行動に対する指導の充実

小学校高学年と中学校全学年で犯罪防止に向けた指導や薬物乱用防止教室等を実施し、有害情報（青少年の健全な育成を害するおそれがある情報）や性・薬物等についての正しい理解を図るとともに、深刻な問題行動が心配される児童生徒について、情報交換や指導方針の検討を行う場を設け適切に対応するとともに、関係機関とも一致協力した指導を行う。

○ 「心」のサインを見逃さない教育相談機能の充実

日頃から児童生徒の心の揺れや悩み、保護者の不安などを柔らかに受け止めるために、全教職員が良き相談相手になるとともに、日常的に養護教諭や心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭訪問相談員等との連絡を密にするなど、校内体制の充実を図る。

また、最近の問題行動の特徴について理解を深めるとともに、児童生徒一人一人の意識や行動の変化を把握するための研修に努める。

○ SNS (social networking service) の危険性についての指導の充実

ネット上のいじめや有害サイトを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が、社会的に大きな問題となっていることから、情報教育によるモラルやルール等の指導と併せて、スマートフォンやインターネット等の SNS の利用に伴う危険性について指導の充実を図る。

また、家庭・地域や関係機関と連携し、日常的なネットパトロールを計画的に実施し、有害情報から児童生徒を守る取組を行う。

○ 積極的な連携の推進

児童生徒に関する情報の共有や組織的な対応など、校内における情報連携や行動連携の充実を図るとともに、少年サポートセンター等を活用するなど、家庭や地域社会、学校間、児童相談所や保健所、警察など関係機関との密接な連携・協力の充実に努める。

特別支援教育

【帯広市教育基本計画 4章1-1(2), 5章4(2)】

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、通常の学級に在籍するLD, ADHD, 高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を学校全体で協力して支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを正確に把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援に努める。

そのために、児童生徒理解を深め、学級全体が一人一人の違いやよさを認め合い、励まし合いながら成長する学級経営に努める。

○ 障害の状態や特性等の的確な把握と効果的な指導

障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、幼保小中の連携（エリア・ファミリー構想）を図ることにより、心身の障害の状態を的確に把握し、発達課題を明確にししながら、長期的・短期的な目標を設定し、指導の方針を明確にした個別の指導計画を作成して効果的、効率的な教育的支援を実施する。また、文献や資料、研修会の活用等、教師自らの専門性を高めることで、児童生徒のよさや可能性を最大限に伸ばすよう努める。

特別支援学級においては、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間授業時数を適切に定める。

○ 障害の状態や特性等に応じた指導体制の改善・充実

すべての教職員が障害のある児童生徒の課題となる行動の背景・原因を含めた障害についての正しい理解と認識を深め、実態把握や支援方策等を検討するための校務分掌や校内組織の機能を充実させるよう努める。

また、特別支援教育コーディネーター等が中心となって保護者や関係機関との連携を図るとともに、校内委員会の推進や校内研修の企画・運営と充実に努める。さらに、その中で、情報を共有し、通常学級と特別支援学級との相互理解の促進に向けた連携や交流及び共同学習の充実に努め、学校全体での教育的支援体制を確立する。

特別支援学級においては、一人一人の児童生徒の障害の状態や特性等に応じて具体的な目標を設定し、適切な指導事項を選定するなど、効果的な指導を行うための工夫と改善を行う。

○ 教員の専門性の向上

道及び市が行う研修講座の積極的な活用や校内研修等により、教員の専門性の向上に努め、特別な支援が必要な児童生徒に対する教科等の指導方法を工夫・改善する。

○ 児童生徒を生かす評価の工夫・改善

児童生徒一人一人の実態や課題に即して適切に評価し、指導記録の累積と整理に努めるとともに、特別支援教育の具体的な内容、方法などを計画、実施、評価して、個の成長の見取りや指導方法の改善を図る。

○ 自立・社会参加を促す指導の充実

持てる力を高め、自分らしい生き方を実現していくことができるように、教育活動全体を通じた計画的・組織的・継続的な指導のもとで、選択能力や将来の生き方、進路などを考え行動するための育成すべき資質・能力を育む。

○ 保護者との信頼関係の構築

児童生徒への特別な教育的支援を行うために、その支援の見通しを個別の指導計画を通して保護者へ十分説明するとともに、こまやかで前向きな情報交換に心がけ、受容と共感を大切にしながら、信頼関係を構築するよう努める。

学 校 安 全

【帯広市教育基本計画 4章 1-2(1), 5章 3(1)】

先の大震災等を教訓として、安全・安心な学校環境を基盤に、自他の健やかな成長と自己実現のために児童生徒が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりに努める。

また、児童生徒の安全確保のため、家庭や地域社会との協力体制や、警察・消防署等の関係機関との連携など、安全・安心のネットワーク機能の強化を図る。

○ 防災教育の充実

火災や、地震・台風等の自然災害に備え、安全に関する指導の充実や、児童生徒や地域の実態に応じたショート避難訓練や実践的な防災教室、集団登下校等を計画的に実施し、児童生徒が安全に行動できる実践的な態度や能力を身に付けさせるとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度を育成する。また、校内の施設・設備の管理を適切に行い、日頃からの防災体制を一層充実させる。

○ 危機管理体制の整備と見直し

緊急時を想定し、学校安全計画に基づき、教職員の具体的な役割分担や「帯広市子ども安全ネットワークシステム」等による家庭及び関係機関との連絡体制等を定めた危機管理マニュアルの整備と不断の見直しを行うとともに、適切かつ迅速に行動する体制づくりに努める。また、危険箇所マップ（安全マップ）の日常的な活用と定期的な更新、「子ども110番の家」等との連携により、地域の実態の把握に努め、適切な対策を講ずるよう努める。

○ 不審者や登下校時における緊急事態への対応

登下校時、授業中、放課後、学校開放時等の安全確保のため、PTA、青少年教育団体、学校支援ボランティア等の関係団体との連携・協力のもと、通学路の安全点検や学校内外の巡回などの取組を行う。また、児童生徒が自ら身を守る意識や態度を育てるために、不審者対策講習会や不審者侵入時の避難訓練等を実施するなど、様々な場面を想定した具体的な対応についての指導を行う。

○ 学校事故の未然防止対策の充実

実習器具や施設設備等の点検、校外学習の際の十分な下見、救命講習等の実施など、授業中・休み時間・放課後等における緊急事態発生時の教職員の対応について、学校の実態に応じた具体的な取組の充実を図る。

また、日頃から保護者等との連携を図り、児童生徒の健康状態やアレルギーの有無などの把握に努めるとともに、校内及び関係機関との情報連携を適切に行う。

○ 被災・被害児童生徒の心身のケア

日頃から児童生徒の心の健康への相談体制を確立するとともに、学校保健計画などとの関連を図りながら、緊急時における教職員一人一人の役割分担を明確にし、学校の組織的な対応の充実を図る。

キャリア教育

【帯広市教育基本計画 4章 1-1(3)】

とどまることなく変化する社会の中で、児童生徒が将来、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を養うため、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた取組が必要である。そのため、社会の一員として守らなければならない決まりや行動の仕方を身に付け、時と場合に応じて責任ある行動や態度をとることができるよう、シティズンシップ教育の観点を踏まえた指導を通して、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、将来直面するであろう様々な課題に対応しつつ社会人・職業人として自立していくことができるようにする。

○ キャリア教育の目指すもの

小学校は進路の探索・選択にかかる基盤を形成する時期として、「自己及び他者への積極的関心の形成・発展」、「身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上」、「夢や希望、憧れる自己へのイメージの獲得」、「勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成」を通して進路の探索・選択にかかる基盤を形成する。

中学校は現実的探索と暫定的な選択の時期として、「肯定的自己理解と自己有用観の獲得」、「興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成」、「進路計画の立案と暫定的選択」、「生き方や進路に関する現実的探索」を通して、社会的自立・職業的自立のために必要な意欲、態度や能力を育成する。

○ 勤労観・職業観を育むキャリア教育

生涯にわたる多様なキャリア形成に共通した能力や態度を育成する中で、児童生徒一人一人が働く意義や目的を探究して、自分なりの勤労観・職業観を形成・確立できるよう指導・助言に努める。

○ 基礎的・汎用的能力を育むキャリア教育

分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力として、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力によって構成される基礎的・汎用的能力を育む。

○ 発達段階に応じたキャリア教育の推進

各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の学習指導要領におけるキャリア教育に関する事項を確認し、相互の関連性や系統性に留意、有機的に関連づけ、各発達段階に応じた能力や態度の到達目標を具体的に設定した教育活動の展開に努める。

○ 家庭・地域と学校が連携したキャリア教育の推進

キャリア教育の実施に当たっては、家庭・地域と連携して同じ目標に向かう協力体制を築き、体験的な学習を重視するとともに、各学校で目標を設定し、教育課程に位置付け計画的に行う。

進路指導

【帯広市教育基本計画 4章 1-1(3)】

児童生徒一人一人が、将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会に主体的に対応できる能力の育成を重視するとともに、自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択・決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるようにする。

○ 人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を育む

自己及び他者の個性の理解と尊重，社会の一員としての自覚と責任，学ぶことと働くことの理解，自主的な学習態度の形成，進路適正の吟味と進路情報の活用により，主体的な進路の選択と将来設計ができるよう，人間としての生き方について自覚を深め，自己を生かす能力を育む。

○ 自己の生き方を考える学習活動の充実

児童生徒一人一人が自己を理解し，将来の生き方について考えるなど主体的に学ぶよう，問題の解決や探求活動の充実を図る。

○ 学校教育全体を通じたガイダンス機能の充実

児童生徒一人一人が現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，ガイダンス機能の充実を図る。

○ 計画的，組織的進路指導の推進

小・中学校での進路指導は，児童生徒一人一人が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう，学習活動や進路にかかわる啓発的な体験活動及び個別指導としての進路相談など学校の教育活動全体を通じ，義務教育9年間を見通した計画的，組織的な進路指導を推進する。

○ 保護者・地域社会及び関係機関との連携を重視した進路指導の推進

進路指導をより効果的に推進するために，保護者の理解と協力を得るとともに，地域社会及び関係機関との連携・協力を積極的に図る。

情報教育

【帯広市教育基本計画 4章 1-1(4)】

コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段に慣れ親しみ、特性を理解し、積極的に活用できるようにするとともに、情報化が及ぼす影響への理解を進め、情報活用能力（プログラミング的思考やICTを活用する力を含む）など情報社会に主体的に対応できる資質や能力の育成を図る。

○ 情報活用能力の育成

情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくために、情報手段を適切に使い、常に目的意識や課題意識を持ちながら、自ら必要とする情報を適切に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力を育成する。

○ 情報モラルや情報への責任についての理解の促進

社会生活において、情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解させ、人間尊重の考え方、プライバシー、知的所有権、個人情報保護など、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせ、望ましい情報化社会の創造に参画する態度を育てる。

また、家庭と連携しながら情報機器の適切な使い方や危険性等を共有し、児童生徒を取り巻く環境を整備する。

○ 情報機器、視聴覚教材等の適切な活用

学習内容、児童生徒の実態等に応じてコンピュータ等の教育機器をはじめ、学習情報センターとしての学校図書館や、児童生徒が興味をもって活動できる各種の視聴覚教材など、さらなる活用を図る。

○ 情報教育に関する研修の充実

コンピュータを中心とする多様なシステムや情報機器に関する基礎知識や基本操作、授業における具体的な活用方法や情報モラルの育成に関する研修を推進するとともに、各種機関の研修講座への参加など、研修の充実に努める。

○ 情報教育に関する校内体制の充実

情報教育の担当が中心となり、情報及び情報機器を組織的・機能的に活用し、個人情報の保護やセキュリティの管理が適切に行われるよう校内体制の整備に努める。

国際理解教育

【帯広市教育基本計画 4章 1-4(2)】

国際化社会において、地球的視野に立ち、豊かに主体的に生きていくことのできる人材を育成するため、我が国の国土や歴史・文化・伝統を尊重する態度を育成し、他国の文化や歴史についての理解を深め、グローバル化に対応した国際社会に貢献する日本人としての資質を養う。

○ 異文化理解の深化

国際社会に生きる日本人としての自覚をもつとともに、世界の民族の多様な言語や文化などの違いに気付き、それぞれの生活・習慣・価値観を理解し、協調しながら異文化を尊重する態度や実践力を育てる。

○ 学校や地域の実態に応じた国際理解教育の重視

JICA北海道（帯広）、森の交流館・十勝など、地域の施設や、外国人留学生など地域の人材を積極的に活用し、体験的な活動を重視した国際理解教育の実践に努める。

○ コミュニケーション能力の育成

小学校においては、発達段階に応じた指導計画を作成し、ALT（外国語指導講師）や国際交流員などを効果的に活用し、小学校段階にふさわしい体験的なコミュニケーション活動に努める。特に、外国語活動においては、学級担任を中心とした指導を工夫するとともに、発達段階に応じて外国語に触れる体験を通じ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーションの素地を育成することに努める。

また、中学校の外国語教育では、ALT（外国語指導講師）などとのふれあいを通して、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなど、外国語による実践的コミュニケーション能力を養う。

○ 海外帰国子女等の教育の充実

海外から帰国した児童生徒（外国人含む）については、生活面だけではなく、DLA（外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント）を通して、教科学習に必要なALP（教科学習言語能力）を高めるなど学習面においても適応を図るとともに、海外で身に付けたものの見方や考え方、外国語の能力などの特性を生かすなど、適切な支援と指導を行う。

環 境 教 育

【帯広市教育基本計画 4章 1-4(3)】

身近な環境や環境問題に関心をもち、生活体験を軸に、地球温暖化など人間活動と環境とのかかわりや様々なエネルギー問題についての理解を深め、自ら課題を見付け解決する能力、環境保全に貢献し働きかけのできる技能や思考力、判断力を養うとともに、環境への責任ある行動が取れる児童生徒の育成に努める。

○ 環境についての理解の深化

児童生徒が、帯広・十勝の自然の豊かさやすばらしさを実感し、発達段階に応じて理解を深め、身近な環境から地球規模の環境までを対象に、自ら考え実践に結びつけることができるよう、全教育活動を通して横断的・総合的な環境教育を推進できるよう指導計画を工夫する。

○ 環境保全への実践的な態度の育成

学校内外における自然体験学習等において、帯広・十勝の豊かな環境に触れるとともに、地域社会の中でリサイクル活動を行うなど様々な体験活動を通して環境問題への意識を高め、帯広市環境基本計画などにある環境保全の考え方の理解や、持続可能な社会の構築のために自ら考え主体的に行動する実践的な態度や資質、能力等の育成を図る。

○ 計画的・継続的な指導の展開

環境教育は学校と家庭、地域の連携の中で継続的に展開される必要がある。また、地域の特色や素材を積極的に生かすとともに、各教科等相互の関連を明確にし、「帯広市環境にやさしい活動実践校」や日常生活での省エネルギーへの取組など、発達段階に応じた体験活動を取り入れ、計画的・継続的な指導に努める。

○ 地域の教育資源の活用や関係機関との連携

百年記念館、児童会館、動物園、図書館、帯広の森、ポロシリ自然公園など地域の教育資源の活用、及び市の環境課、くりりんセンターなど環境に関する諸機関との連携を図り、児童生徒の学習活動に広がりや深まりが生まれるよう学習活動の展開を工夫する。

児童生徒が、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、健全な食生活を実践していくことができる資質や能力の育成を図る。

○ 食に関する全体計画の充実

食に関する指導を教育活動全体で推進し、食に関する正しい知識や能力等を発達段階に応じて総合的に身に付けることができるよう、食に関する全体計画の充実を図る。

○ 食に関する学習内容の充実

農業体験等の体験を重視した教育活動を推進し、帯広らしい食育プログラム等を活用し、児童生徒が栄養バランスや食の生産に対する関心や理解を深めるよう努める。

また、保健体育における生活習慣病予防のための指導や、特別活動における健康で安全な生活態度と望ましい食習慣の形成に関する指導の内容の充実を図る。

○ 栄養教諭や食育指導専門員による専門的指導の推進

栄養教諭や食育指導専門員等との連携により、学校における食に関する指導を効果的にすすめるとともに、給食時間の学校訪問やバイキング給食の実施等により、給食の正しい食べ方や健康と食事に関する専門的な指導を行う。

○ 学校給食を生かした食育の推進

学校給食を「生きた教材」として活用するため、給食の時間のあり方を見直し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣、地域の自然や産業、食文化に関する理解を深めさせる指導や環境づくりに配慮する。また、地場産食材を活用した「ふるさと給食」などを通じて、地域の農畜産物への関心を高め、基幹産業である農業への理解を深める。

○ 学校と家庭、地域の連携

食育の中心的役割を果たす教職員の研修会を実施し、食に関する指導体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった取組を行う。また、児童生徒の食生活の実態を把握し、学校だよりや給食だよりなどを活用するなど、保護者等への啓発や情報提供を積極的に行う。